

地名散歩

第88回 旧町名を復活させる

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

もう20年も前のことになるが、平成11年(1999)10月1日、金沢市にひとつの町名が29年ぶりに復活した。浅野川左岸、大橋の下流側に位置する主計町である。江戸時代から金沢城下町に続いてきた町で、藩士の富田主計の屋敷に由来するとされ、お茶屋街として続いてきた。今では観光地としても知られている。この復活は全国的に注目されたが、その理由は住居表示法による住居表示実施区域として初めての事例であったからだ。

住居表示法について説明するのは本誌の読者に対して「釈迦に説法」であるが、昭和37年(1962)施行のこの法律が成立した背景には、戦後の都市一特にその周辺部の急速な市街化による地番混乱の激化がある。地租改正の際に振られた地番を住所の表示に代用してきた日本の「構造的な欠陥」とも言えるが、複雑な

地番を持つ地域の不便は深刻さの度を加えていた。配達が遅れてナマモノが傷んだり、住民の救急搬送への支障に至っては生命の危険さえ伴うのだから、その是正は急務であった。

そこで欧米の事例なども参照しつつ恒久的な表示の方法を探った結果たどり着いたのが街区方式による住居表示である。ところがこの法律の運用に際してあまりにも「街区単位」にこだわったため、伝統的な城下町など住宅の裏に町境の走る旧町界(背割り方式)を捨てざるを得ない地域が続出した。そこで大面積をひとまとまりの町に決め、「丁目」で整然と分けるやり方が全国的に広まっていく。

早期に住居表示を実施したところほど町名の「廃棄」は大胆で、たとえば昭和39年(1964)に実施した山梨県甲府市は、旧市街のまん中を大々的に中央(一〜五丁目)に統合した。こ



「加賀百万石」以来の町名で賑わっていた頃金沢市街。おおむね昭和20年代までの金沢市街図は東が上なので、掲載にあたって北を上調整した。大村重松『金沢市街図』昭和4年(1929)発行



昭和40年代に住居表示が実施されてまだ数年の金沢市街。尾張町は拡大し、広域地名の東山が町名に採用されるなどして歴史的町名の多くが失われた。1:25,000「金沢」昭和48年修正

の時に消滅した町は春日町^{よう だ まち}、山田町^{やまの だ まち}、八日町^{やっぴん だ まち}、富士川町^{ふじがわ だ まち}、横近習町^{よこきんじゆまち}、魚町^{うおまち}、境町^{さかいまち}、豎近習町^{たつきんじゆまち}、柳町^{やなぎまち}、穴山町^{あなやま}、三日町^{みっぴん}、上連雀町^{うしれんじゃく}、桶屋町^{おけや}、鍛冶町の全域と、錦町^{にしん}、桜町^{おう}、常盤町^{とこ}、相生町^{あいき}、橘町^{たち}、愛宕町^{あきたか}、工町^く、下連雀町^{しもれんじゃく}の各一部に及んだ。14町が消え、一部が消えた8町についても、丸の内、城東という中央の東に新たに設けた町名に吞まれ、残ったのは相生町（現在は相生）と愛宕町のみである。

新たな広域町名として全国的にもてはやされたのがこの「中央」で、他には「本町」「丸の内」などが続々と誕生した。名古屋市の旧市街での町名の廃棄ぶりは恐ろしいほど徹底したものであったが、名古屋市中区の丸の内に至っては外堀の外側（丸の外！）に設けられるという「反則」さえお構いなしであった。「大手町」も人気で、北海道函館市など城下町由来でない都市にも設定されている。

さすがに度の過ぎた歴史的地名の破壊に対しては批判の声も上がるようになり、保存の気運は少しずつ高まった。遅まきながら住居表示法の一部が改正され、「できるだけ従来の名称に準拠して定めなければならない」という一節が加えられたものの、時すでに遅し。多くの都市で歴史的な地名が失われたままとになっている。

そんな状況下での金沢市主計町の復活であったが、実現にあたっては地元住民の総意とともに、旧町名復活を重要政策と位置づけた山出保市長による行政の支えが大きかった。主計町復活の5年後の平成16年（2004）には「金沢市旧町名復活の推進に関する条例（旧町名推進条例）」を施行、復活は加速していく。条例施行前にすでに飛梅町^{とびうめちょう}、下石引町^{しもいしびきまち}、木倉町^{きぐらまち}、柿木畠^{かきのきばたけ}の各町も復活を遂げていたが、その後は同16年に六枚町、同17年に並木町、

同19年に袋町、同20年に南町、同21年に下新町と上堤町、同30年には臨海部の金石地区^{かないわ}で金石通町、金石下本町、金石味噌屋町が復活している。

これが追い風になって旧町名復活運動が地域住民により各地で行われるようになっていく。しかし地名は形のあるものではないため復活しても「実利」に乏しく、住所変更の負担を住民に強いることにもなるため現実はなかなか厳しく、コミュニティの希薄化もあって住民の多くを賛成に導き、実現に漕ぎ着けたところは少ない。それでも昭和41年（1966）に消えた長崎市銀屋町^{ぎんやまち}と東古川町が平成19年（2007）に復活、富山県高岡市でも平成27年（2015）に平米町^{ひらまいちょう}と袋町を復活させた。字名を復活させた形の大分県豊後高田市（地番は変わらず）、街区符号^{こうのす}に旧町名を用いる手法で行った埼玉県鴻巣市の事例もこの動きに連動したものだろう。

原稿を書いている時点で最も新しい復活町名は金沢市の観音町^{かんのんまち}である。江戸期から続く町名だが、住居表示の実施で昭和41年（1966）にその大半のエリアが「東山」という新町名に統合された。かろうじて残った観音町三丁目の一部はほとんどが森林であるため、事実上の町名消滅である。由来となった観音院は加賀藩3代藩主・前田利常の正室珠姫（徳川秀忠の娘）が観音信仰篤く、社殿を寄進したという由緒ある寺だが、その所在地は東山一丁目38番1号。これが改元当日の令和元年（2019）5月1日に観音町一丁目、二丁目、三丁目（旧領域）が東山から「分離独立」したことにより、観音町三丁目4-2に変わっている。実に53年ぶりの復活であった。

旧町名復活の動きは大きな流れになるだろうか。

今尾恵介（いまお・けいすけ）

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』（筑摩書房）、『地図の遊び方』（けやき出版）、『番地の謎』（光文社）、『地名の社会学』（角川選書）など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在（一財）日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 750
2019 July



表紙写真

「ヤマセミに
魅せられて！」

第33回写真コンクール金賞
神長 正昭●茨城会

山星に朝日が昇ると同時にカメラ機材を
セットしヤマセミが来るのをじっと辛抱強
く待っています。お気に入りの枝に止まる
瞬間を狙ってシャッターを切り、快心の
一枚を撮影することが出来ました。

地名散歩 今尾 恵介

03 全国の会長紹介

12 「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」改訂について
日本土地家屋調査士会連合会 業務部

14 土地の表示に関する登記の沿革(7)
都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事 新井 克美

18 第2回 土地家屋調査士PR動画コンテスト開催

19 愛しき我が会、我が地元 Vol.65
京都会／福島会

22 法務省主唱“社会を明るくする運動”
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

23 第31回神奈川県相続診断士会定例会

25 第34回日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフ大会 開催案内

26 令和2年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

27 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

30 土地家屋調査士名簿の登録関係

31 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスク その時お役に
立ちます！

32 ちょうさし俳壇

33 令和元年 春の黄綬褒章

34 セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書の発行
について

36 会務日誌

37 事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート！
土地家屋調査士 調査情報保全活用
調査士カルテ Map

38 編集後記

全国の会長紹介

令和元年は、二年に一度の土地家屋調査士会役員の改選の年です。
広報部ではこの機会にと、全国の会長さんの横顔をご紹介します。
合縁奇縁。ぜひ、ご一読を。

関東ブロック



のしろ ひろし
野城 宏

(東京土地家屋調査士会)

- (抱 負) 会員の事務所経営がしっかりとできるような施策を行っていきます。
(趣 味) 野球(現役です。)、ゴルフ、読書
(座右の銘) あいさつに始まり、あいさつに終わる。
基本の中の基本ではありますが、全ての事がこれでうまくいくと考えています。



おおたけ まさあき
大竹 正晃

(神奈川県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 国民から必要とされる土地家屋調査士が、輝けるように！
(趣 味) 釣り(鮎、沖釣り)、ゴルフ、ツーリング
(座右の銘) 八正道



たかやなぎ じゅんのすけ
高柳 淳之助

(埼玉土地家屋調査士会)

- (抱 負) 終活には、土地の境界確定が不可欠です。
地積測量図の用途を拡大し、ネットワーク効果を！
(座右の銘) 古人の跡を求めず、古人の求めたる所を求めよ



あきやま まさみ
秋山 昌巳

(千葉県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 会員一人一人が時代に要請される仕事を確実に行之、会員一人一人の事務所がしっかり利益を上げ、会員一人一人の生活がより豊かになるための会務運営を目指してまいります。
(趣 味) 園芸初心者、ゴルフ少々
(座右の銘) 成せば成る成さねばならぬ何事も成らぬは人の成さぬなりけり



きむら みちお
木村 道夫

(茨城土地家屋調査士会)

- (抱 負) 時代に求められた調査士像を目指す
(趣 味) 釣り、将棋
(好きな言葉) 相手を理解することが問題解決の近道である



はしもと しんじ
橋本 伸治

(栃木県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 常に感謝の心を持ち虚心坦懐に風通し良い会務運営を心がけ、AI問題・2025年問題へ対応して参りたい
- (趣 味) JAZZ鑑賞(&時々演奏)・映画鑑賞・読書
- (座右の銘) 仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌
- (尊敬する偉人) 勝海舟・安岡正篤・松下幸之助



さとう えいじ
佐藤 栄二

(群馬県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 会員の意見要望を聞き、土地家屋調査士の業務、制度の進化に努めたい
- (趣 味) 映画鑑賞
- (座右の銘) 継続は力なり



あかほり かずみち
赤堀 一通

(静岡県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 会員の為の会務を推進していくと同時に、会員も組織の為に何ができるか共に考える運営をしたい。
- (趣 味) ダイビング、ゴルフ、映画鑑賞
- (座右の銘) 何事に当たっても明るく楽しむ気持ちがあれば道は開ける。



おおむら よしゆき
大村 義之

(山梨県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 信頼され、期待される調査士会にする。
- (趣 味) 登山・日本蜜蜂養蜂
- (座右の銘) 実践躬行…決めた事はやってやってやり抜く
敬天愛人…天を敬い、人を愛す(感謝)



なかづか のり
中塚 憲

(長野県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 餅ならば、搗く人、こねる人をやりたいと思います。
- (趣 味) 乗り鉄、石積鑑賞
- (座右の銘) A rolling stone gathers no moss.
- (モットー) 「治世の能臣」「百尺竿頭進一步」



おおつか ひさお
大塚 久生

(新潟県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士制度の維持・発展に少しでも役立ちたい。
- (趣 味) 朱鷺・野鳥を見ること、撮ること
- (座右の銘) 特にないが誠実に生きたい
- (その他) 3期目になります。慣れずに努めたい。

近畿ブロック



なかばやし くにとも
中林 邦友

(大阪土地家屋調査士会)

- (抱 負) いろいろな意味で土地家屋調査士を豊かにしたい。
(趣 味) トレッキング、沖縄三味線演奏
(座右の銘) 「感謝」に優る能力は無い



いけだに いちろう
池谷 一郎

(京都土地家屋調査士会)

- (抱 負) 誰もが会務運営にたずさわれる組織運営
(趣 味) 美味しいものを食べること・飲むこと
(座右の銘) 一事が万事



はしづめ しげみ
橋詰 繁美

(兵庫県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 地図が作れる土地家屋調査士
(趣 味) ゴルフ、ドライブ、立ち飲み
(座右の銘) 誠心誠意



ぬきやま しんいち
貫山 伸一

(奈良県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士という資格が魅力的で、社会から必要とされ、頼られ、信頼され、そして頑張れば頑張るだけ対価も得られるという仕事になるように、頑張っていきたいと思っています。
(趣 味) 野球・ゴルフ・素潜り
(座右の銘) 正直な心に神宿る



さわ ひろゆき
沢 弘幸

(滋賀県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士制度の発展と会員の事務所経営の向上
(趣 味) 油絵を描くこと
(座右の銘) 花は愛惜にちり、草は棄嫌におふるのみなり



はっとり ただし
服部 正

(和歌山県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士制度発展・認知度アップ
(趣 味) 少年野球指導、ゴルフ
(座右の銘) 凡事徹底
(目 標) 会員増

中部ブロック



いとう なおき
伊藤 直樹

(愛知県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 独自の進化を愛知会は目指します。これをガラパゴス化と称し、熟成をさせたい。全国の仲間の定番としていきたい。愛知は走り続けます。
- (趣 味) 白ワイン
- (好きな言葉) 鶏口牛後
- (尊敬する人) 安岡正篤



ふるお けいいち
古尾 圭一

(三重県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 「土地家屋調査士」の未来を創る！
- (趣 味) テニス、愛犬(秋田犬)と妻との散歩
- (座右の銘) 「ありがとう」感謝の心



おおぼき まさひろ
大保木 正博

(岐阜県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士制度が50年後の世にも国民に信頼され、期待される制度として存続することを目指し、単位会として今やるべきことを今やる。夢をもって！
- (趣 味) バイク(風になる感覚がたまらない)・自転車(メタボ対策)
- (座右の銘) 「打つ手は無限」・「できる、できる、できる、きっとできる」
- (尊敬する人) 山岡鉄舟・白洲次郎
- (好きな作家) 島崎藤村・三島由紀夫・川端康成



いわさか あきひろ
岩坂 昭宏

(福井県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 調査士としての誇りを胸に、信頼と未来を育む。
- (趣 味) 写真撮影、模型作り、キャンプ
- (座右の銘) 「義理と人情」、「天命に従い、全てを受け入れる」
- (自虐ネタ) 役職のデパート



いしの よしはる
石野 芳治

(石川県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士がこれからも社会から必要とされ続けるために、日々精進
- (趣 味) サッカー観戦、ツエーゲン金沢サポーター
- (座右の銘) 我以外皆我師



いそ ゆたか
磯野 豊

(富山県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 土地家屋調査士の制度広報と組織の人材育成
- (趣 味) 旅行・登山(最近は低山登山になってしまった……。)
- (座右の銘) 努力は報われる。

中国ブロック



まつばやし つとむ
松林 勉

(広島県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 災害が発生しても境界を復元できる、また国民から必要とされる真の土地家屋調査士を会員と共に目指す。
- (趣 味) 週に1日、運動がてらにゴルフ練習場に行くこと。
- (座右の銘) 同業者に後ろ指を指されない業務をすること。



すぎやま ひろし
杉山 浩志

(山口県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 我々の業界は課題も多いですが、希望の種も沢山あります。「ボーっと生きてんじゃねーよ!」と言われないよう山口会は覚悟を決めて進みます。
- (趣 味) 友人達と美味しい酒を楽しむこと。
- (座右の銘) 努力は実力を生み、実力は自信を生む、自信は幸運を呼び、幸運は勝利を掴む。



かわの ゆうじ
川野 祐治

(岡山県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 有言実行、不言実行
- (趣 味) 美術館巡り
- (座右の銘) ケセラ・セラ
- (その他) 一意専心取り組みますのでよろしくお願いします。



えんどう きみあき
遠藤 公章

(鳥取県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 社会に貢献し、土地家屋調査士の認知度を高めたい。
- (趣 味) 魚釣り
- (座右の銘) 一所懸命、一生懸命



てらもと せいいち
寺本 誠一

(島根県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 事務局の移転と70周年事業をやり遂げます。
- (趣 味) 船釣り、果樹栽培
- (座右の銘) 起きていることは正しい

九州ブロック



さとう しゅうさく
佐藤 周作

(福岡県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 所有者不明土地問題、空き家問題の解決・解消に土地家屋調査士の存在が不可欠であるとの認識を広く市民・自治体にアピールしたい。
- (趣 味) 愛犬・愛妻とのドライブ
- (座右の銘) 男は女に勝てない



とみさわ ひろみつ
富澤 弘光

(佐賀県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会員のためになる活動、又今後の土地家屋調査士の存在、新しい人材の確保を目指したいと考えております。

(趣 味) 道の駅めぐり、ゴルフ

(座右の銘) 人間万事塞翁が馬



ふなつ まなぶ
船津 学

(長崎県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士の認知度向上と10年後に対応できる組織作りと組織のスリム化をテーマとします。

(趣 味) ゴルフ

(座右の銘) 怠惰の為の努力



あべ はるお
安部 晴夫

(大分県土地家屋調査士会)

(抱 負) 50年後、100年後の子供たちから、「土地家屋調査士っていいな」と思われるような土地家屋調査士会を目指します。

(趣 味) (最近行っていない) スキー・スキューバダイビング
(上手になりたい) ゴルフ

(座右の銘) 一期一会



よしだ すえはる
吉田 末春

(熊本県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会長職3期目となる今期は、次期会長への円滑な引き継ぎができるように、また私の年度の集大成としての業務整理(やりかけの業務の完結)を行う。



みやわき けんしゅう
宮脇 謙舟

(鹿児島県土地家屋調査士会)

(抱 負) 二期目になります。ようやく東京の人混みに慣れてきました。宜しくお願いします。

(趣 味) バイク・読書



たにぐち かずたか
谷口 和隆

(宮崎県土地家屋調査士会)

(抱 負) 家族が「親父は土地家屋調査士をやったんだ!」と思える土地家屋調査士会にする。

(趣 味) テニス、歴史書を読む、酒をたしなむ



比嘉 定善 (沖縄県土地家屋調査士会)
 (抱 負) 会員とともに行動する会を目指す。
 (趣 味) ゴルフ・サイクリング
 (座右の銘) 蒔かぬ種は生えぬ。深い川は静かに流れる。

東北ブロック



松田 淳一 (宮城県土地家屋調査士会)
 (抱 負) より良い組織作りのために、多くの会員の方々との意思疎通を図りたい。
 (趣 味) ガーデニング、料理
 (座右の銘) 報恩謝徳



小野寺 正教 (福島県土地家屋調査士会)
 (抱 負) 研修を充実しつつ「土地家屋調査士」の社会的ステータスの向上を目指す。
 (趣 味) ウォーキング・ゴルフ
 (座右の銘) 鶏口となるも牛後となる勿れ



今野 繁 (山形県土地家屋調査士会)
 (抱 負) 土地家屋調査士に夢と希望と憧れを
 (趣 味) サッカー観戦(モンテディオ今年はJ1行くぞ！)
 (座右の銘) 見る前に飛べ



小岩 邦弘 (岩手県土地家屋調査士会)
 (抱 負) 「人」の「為」と書いて「偽り」自分の事として
 (趣 味) 美味しい食べ物と美味しいお酒
 (座右の銘) 『自他共栄』『ちょっと無理して』



古川 克巳 (秋田県土地家屋調査士会)
 (抱 負) 組織改革と研修の充実、後進の育成
 (趣 味) 旅行(ジオパーク巡り)、アマチュア無線他
 (座右の銘) 「案ずるより産むが易し」
 緻密な計画も大事だが、まずやってみて悪いところは直していく行動力が大事だと考えています。



さんのへ やすひと
三戸 靖史

(青森県土地家屋調査士会)

- (抱 負) 「Strength In Numbers」数の力(NBA3連覇(予定)チームのスローガン)。
会員・役員の力を総結集し、会全体で最大限の力を発揮していきます。
- (趣 味) ゴルフ、落語
- (座右の銘) 人間到处有青山(どんな場所でも与えられたところで必死にやります!)

北海道ブロック



きたかた こういち
北方 享一

(札幌土地家屋調査士会)

- (抱 負) いま置かれている位置を少しでも上へ!
- (趣 味) 神社巡り
- (座右の銘) 縁尋機妙多逢聖因



すぎむら ひさや
杉村 久哉

(函館土地家屋調査士会)

- (抱 負) 会員を増やす事
- (趣 味) 釣り、野球観戦(高校野球)
- (座右の銘) 一球入魂



だいきょうじ みつぐ
大京寺 貢

(旭川土地家屋調査士会)

- (抱 負) 諸先輩方に感謝。若い会員には調査士の良さを伝え、後の人に引き継ぎたい。
- (趣 味) 読書(歴史物)
- (座右の銘) 鶏口牛後、案ずるより産むが易し



まる お のりつな
丸尾 教綱

(釧路土地家屋調査士会)

- (抱 負) 「土地家屋調査士会員の将来を考え、今、何をすべきか?」を基本に行動する。
- (趣 味) バイク(日帰りツーリング)、読書(薬丸岳・伊岡瞬)

四国ブロック



おおく ぼ ひでとも
大久保 秀朋 (香川県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士の社会での信頼性の向上のため、会員が地域で誠実に業務を遂行できる助力となれるよう2年間務めたい。

(座右の銘) 感謝、謙虚



にしおか けんじ
西岡 健司 (徳島県土地家屋調査士会)

(抱 負) 土地家屋調査士登録時の初心に返り、今一度新たな気持ちで、今後の土地家屋調査士の在り方について2年間考えていきます。

(趣 味) 魚釣り、旅行、家庭菜園

(座右の銘) 人を信じるとは、自分自身を信頼すること



たなべ みつお
田邊 満夫 (高知県土地家屋調査士会)

(抱 負) 会員総役員の様な会員数の少ない高知会です。
会員とともに運営していく気持ちで取り組んでまいります。

(趣 味) 旅行と茶道。今はドローンで撮った映像をYouTubeへ投稿することに熱中している。

(好きな言葉) 豊かな心



やまもと あきひろ
山本 明宏 (愛媛県土地家屋調査士会)

(抱 負) 来年土地家屋調査士制度は、制定70周年を迎えます。制度制定100周年を次世代の会員らが安心して迎えられるよう、土地家屋調査士のブランド力を一層高めるため尽力することを新時代令和の幕開けにお誓いたします。

(趣 味) ゴルフ、未来を語ること、飲むこと

(座右の銘) 人生楽ありゃ苦もあるさ



広報キャラクター「ちしき地識くん」



「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」改訂について

日本土地家屋調査士会連合会 業務部

この度、日本土地家屋調査士会連合会の「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」を第7版として、14年ぶりに全面改訂を行いました。既に、平成31年3月28日付け日調連発第353号として各会に通知し、会員の方に周知をお願いしていることから、ご存知のことと思われます。

本実施要領は、土地家屋調査士が業務を取り扱う上で準拠すべき必要な規範を定め、統一的な業務基準を示すとともに、表示に関する登記及び業務全般の適正・評価を高めることを目的に発刊されています。平成17年に発刊された第6版は、多くの会において会則に位置づけられ利用されてきました。しかし、筆界特定手続及び民間紛争解決手続の代理など新たな業務を土地家屋調査士が担うこととなり、連合会は全面的な改訂の必要性を認識し、「調査・測量実施要領」に関する委員会を設け、その作業に当たってきました。

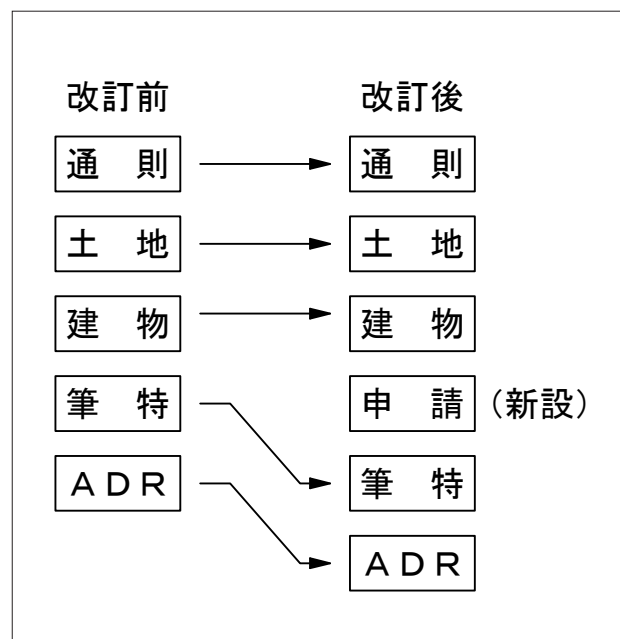
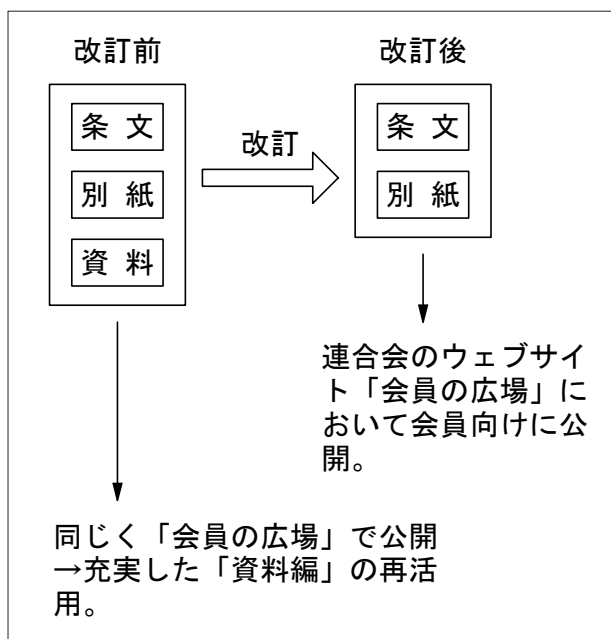
今改訂に関して、全面的な改訂のため、逐条にわたる変更点をお伝えすることはできませんが、旧版と改訂版との改訂点の概要をお伝えいたします。

まず、全体を通して重複的な内容は省き、文言や内容の統一を図り、日常業務の流れに沿った章立てを心掛けました。それに伴い条文については、分離・結合、順序の変動を行っています。

調査・測量実施要領の編の構成では、従来、「通則」⇒「土地の調査・測量実務」⇒「建物の調査・実務」⇒「筆界特定手続」⇒「民間紛争解決手続」の順でしたが、建物の調査・実務の後に、「登記申請手続」を独立させ新たに設けました。

第1編「通則」では、旧・第1条「基本理念」及び第2条「人権と財産権の尊重」を、新・第2条「職責」とし、順序の変更を行いました。また、節としての「調査」として独立させていたものを、「業務対応」の節に編入しました。旧・第20条「調査報告書の作成」については、新・第4編の登記申請手続第2章の添付情報の作成へ移動させました。

第2編「土地の調査・測量実務」では、旧版は第2章以降の章立てを細かく分けていましたが、改訂版



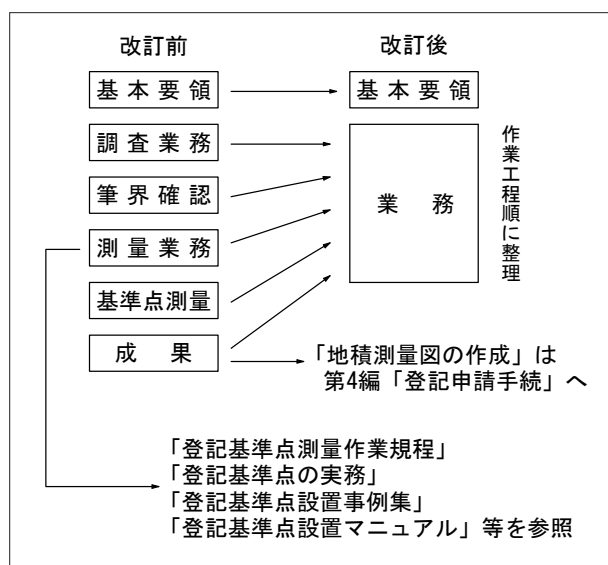
では第2章以降をすべて「業務」とし、その「業務」の中で、実際の業務の流れに従った節・条数立てに変更しました。よって、新旧の実施要領の内容で一番大きく変更が見受けられるところです。また、旧・第5章「登記基準点測量」については、大部分が別に定める「登記基準点測量作業規程」等の内容と重複している状況であったため、条文等を大幅に整理し、関連する規定等を参照するように改めました。なお、旧・第71条「地積測量図の作製」については、新・第4編の登記申請手続第2章「添付情報の作成」へ移動させました。

第3編「建物の調査・実務」では、章立ての順序の入れ替えはあったものの大きな変更点ありませんが、旧・第12章「図面の作成」については、前記「地積測量図の作製」同様に、新・第4編の登記申請手続第2章の「添付情報の作成」へ移動させました。

新たに編立てされた第4編「登記申請手続」は、前述のとおり登記申請にかかる部分をまとめ、第1章「基本要領」、第2章「添付情報の作成」、第3章「訂正の申出」の章立てとしました。第2章「添付情報の作成」では、「不動産調査報告書」「土地所在図及び地積測量図」「建物図面及び各階平面図」「地役権図面」それぞれについて、その作成について解説しています。また第3章「訂正の申出」においては、「地図等の訂正の申出」と「図面訂正の申出」について解説しています。

第5編「筆界特定手続」及び第6編「民間紛争解決手続」については、追録の形で近年追加されていることから、文言の整理と条数の順序立ての変更、及び関係法令との整合のみにとどめ、大きな変更はありません。

以上が、本改訂に係る概要です。従来、実施要領については加除式で提供していましたが、関係法令を含めた法改正や情報の変化に迅速に対応するため、追録版での対応から、連合会ウェブサイト「会員の広場」内において、データでの配信となりました。土地家屋調査士法の改正法案が、去る6月6日に衆議院本会議で可決されたことを受けて、本実施



要領の関連する箇所においても迅速に対応する予定です。

また、今回「条文」「別紙類」の改訂を行いました。また、「附録類」につきましては改訂を見送らせていただきました。この「附録類」につきましては、作成から年数が経過しているものの大変充実した資料集となっております。こちらにつきましても「会員の広場」へ掲載しておりますので、引き続き参考資料としてご利用いただきたく申し添えます。

簡単ではありますが、改訂の概要となります。会員の皆様には、まずはご一読いただき、ご自身の業務に役立てていただきますようお願いいたします。

今回の改訂に当たり、登記基準点の設置に関する、「登記基準点設置マニュアル Ver.2.1（東京土地家屋調査士会 登記基準点等対策委員会）」を、東京会からご提供いただき感謝申し上げます。また本改訂に関わっていただいた委員・役員の皆様に、併せて御礼申し上げます。

公開場所

連合会ウェブサイト「会員の広場」>「業務部」>「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」について

土地の表示に関する登記の沿革 (7)

都城市代表監査委員
一般社団法人テミス総合支援センター理事
新井 克美



第7 地券制度

続きから(1)～(3)は、6月号(No.749)掲載

(4) 全国地押調査事業と更正図

- a 地租改正事業後、大蔵省は、戸長役場に、新たに土地台帳(【図2-4-1】(本誌748号6ページ参照)を備え付けることとした(地租ニ関スル諸帳簿様式(明治17年12月16日大蔵省達第89号))。この土地台帳は、政府にとっては「地租ヲ課スルノ元本」、土地所有者にとっては「自家不動産ヲ明記セル正本」となる重要なものであったから、新たに土地を調査の上で、調製することとした(明治21年月日不詳「地押調査ニ関スル主税局長ノ口演」)。
- b このため、明治18年2月、大蔵省は府県に対し、地押調査ノ件(明治18年2月18日大蔵大臣訓令主秘第10号)をもって、毎町村において在来の帳簿図面と実地とを対照する調査を実施し、現況との相違の有無を申告するよう論達し、全国的に、再度の地押調査を実施することとした。これが「改租ニ重クノ大業」といわれる全国地押調査事業である。
- c 地租改正事業の成果として作成された地図(改租図)は、不完全のものが多かったことに加えて、土地異動に伴う地図修正作業を行ってこなかったことにより現地と地図とに齟齬が生じていたため、地図の更正作業に着手する地方があった。
- そこで、大蔵省は、明治20年6月、地図作成の重要性にかんがみ、今後、地図を更正する場合には「町村地図調製式及更正手続」によるべきものとして、地図更正ノ件(明治20年6月20日大蔵大臣内訓第3890号)を発出した。地図更正ノ件に基づいて作成された地図は、地租改正の際に作成された地図(改組図)と区別するため、「更正図」と称している。
- d この「町村地図調製式及更正手続」の概要は、次のとおりである。
- ① 地図を調製する場合には、原則として町村製図略法(注1)によること(1項)。

- ② 地図は、毎字の地形を画いた「町村図」及び毎筆の地形を画いた「字図」の2種を作成すること(2項)。
- ③ 町村図は「五間ヲ以テ曲尺一分(即チ三千分ノ一)」とし、字図は「一間ヲ以テ曲尺一分(即チ六百分ノ一)」(注2)とすること(5項)。
- ④ 地図用紙は、美濃紙を用い、裏打ちをすること(6項)。
- ⑤ 字図は、大きい地域は2枚以上を継ぎ合わせ、小さい地域は1枚中に2字以上を描画して差し支えなく、また、わずかに紙幅が余る場合は紙片を張り足し、折返しとすること(7項)。
- ⑥ 町村図は1部、字図は正副各1部を、府県庁(注3)及び戸長役場に備え付けること(8項)。
- ⑦ 地図調製後に土地の異動がある場合は、府県庁及び戸長役場において、その願届書に基づき、字図の副図に、その都度、貼紙をもって修正すること(9項本文)。
- ⑧ 畦畔を設けた場合は、副図に線点を画し、廃止した場合はその虚線を描すこと(9項ただし書)。
- ⑨ 地図調製後に、道路・河川の位置の変更や鉄道の敷設等により、町村の大部分に変更があり、地図修正の方法では支障があるときは、地図を再製すること(10項)。
- ⑩ 地図は、年々の異動地を修正した副図に基づき、明瞭であるため使用可能である場合を除き、正・副図とも10か年ごとに再調し、年月日を記載して作成者が記名捺印すること(11項)。
- ⑪ 棚田のように1筆の土地の中に細小の区画があって、それぞれの畦畔を地図に描画できない場合は、枚数を掲記し、別紙に記載しても差し支えないこと(12項)。
- (注1) 「町村製図略法」は、使用すべき測量器具について、従来の板分間器や分間略器に代わってアリダードを、間竿に代わって巻尺を、梵天竿に代わって紅白に塗り分けられたポールを使用することを規定している(1項ないし4

項)。また、測量については平板測量による方法を図示している(5項ないし10項)。そして、畦畔の測量について、その幅が等しいときは、製図上で並行な二線を描いて畦畔を描画し、等しくないときは、その箇所ごとに丈量してその広狭を示すべき旨を規定している(11条)。

(注2) 字図(公図)は、「一間ヲ以テ曲尺一分」と規定しており、実測1間の距離を地図上で1分に縮尺して描画するという趣旨である。そして、「即チ六百分ノ一」と規定しているのは、1間＝6尺、1尺＝10寸、1寸＝10分である(度量衡法(明治24年法律第3号)3条)から、字図(公図)の縮尺は「600分の1」ということである。これが公図の縮尺は「600分の1」の根拠である。

(注3) 府県庁に備え付けた字図(公図)は、税務署の発足(明治29年10月勅令第337号)に伴い、府県庁から税務署に移管され、その後、シャウプ勧告による税制改正により、地租が廃されて市町村長が固定資産税を課すことになったことに伴い、税務署から登記所に移管された(昭和25年7月法律第227号)。

(5) 地籍編纂事業

a 地租改正事業とほとんど同時期に、内務省によって実施した、主として官有地を対象とした地籍編成事業がある。

明治7年、内務省は、京都府、大阪府及び各県に対して、明治8年3月上旬より官員を派遣し、一村ごとに地籍編纂調査を実施する旨を指示した(明治7年12月28日内務省達乙第84号)。しかし、明治8年、当時は地租改正事業が進行中であった等のため、東京府、山口県及び宮城県を除く府県に対して、これの実施延期を指示した(明治8年2月15日内務省達乙第19号)。

b 明治9年、内務省は、地租改正事業が終了している宮城県(明治7年)に地理寮の職員を派遣して地籍編纂事業に着手した後、岡山県、豊岡県おきたま(現在の兵庫県)、島根県、鳥取県、山形県、置賜県(同山形県)、若松県(同福島県・宮城県)、三重県、岐阜県、滋賀県及び堺県(同大阪府)に対して、官員の派遣方を通知する(明治9年5月10日内務省達丙第26号)とともに、地籍編纂出張官心得書(明治9年5月23日内務省達丙第35号)を定め、内務省官員の府県への指導心得を明らかにした。

c 地籍編成事業は、10年以上の年月を要したが完成に至らず、内務省の官制改正(明治23年勅令

第108号)で、地理局の地籍課が廃止されたことにより中止となったが、全国でどこが完了し、どこが未了であったかは明らかではない(佐藤甚次郎「明治期作成の地籍図」286ページ)。

また、地籍編成事業によって地図及び地籍簿を調製するのが原則であるが、実際の作業は地租改正の脱漏した土地を実測して修正する程度のもが多いが、新たに実測図を作成しない府県もあったようであり、どの府県がどのような作業を実施したかは明らかではない(佐藤・前掲書318ページ)。

第8 家屋台帳

(1) 家屋税法の制定

a 旧登記法においては、地所登記簿とともに建物登記簿が設けられた(登記法取扱規則(明治19年12月3日司法省訓令第32号)30条)。

これに対して、家屋台帳は、家屋が家屋税法(昭和15年法律第108号)施行まで国税の対象でなかったため、税務官署に備え付けられなかった。

このため、当時、建物について所有権の保存の登記を申請する場合は、当該申請書に、建物の図面を添付する取扱いであった(制定当初の旧不登法17条1項本文)。そして、この図面には、申請受付の年月日、受付番号及び登記番号を記載し、受付番号の順序により、図面綴込帳(【図2-7-1】)に編てつし、丁数を付した(制定当初の旧不登細則14条3号、16条)。また、建物の登記用紙中表示欄の登記の末尾に図面綴込帳の冊数及び丁数記載し、登記簿と図面綴込帳との関連付けをしていた(制定当初の旧不登細則50条)。

b 家屋税法の制定に基づき、家屋に対して家屋税を課することとなり、家屋の賃貸価格の決定のために全国の税務署に家屋台帳(【図2-7-2】、【図2-7-3】)が備え付けられた。

「家屋には一個ごとに家屋番号を附し、その床面積及び賃貸価格を定める」とされ(制定時の家屋台帳法3条1項)、政府は、家屋台帳を備え、家屋の所在、種類、構造及び床面積、賃貸価格並びに申請人の住所及び氏名又は名称とともに、家屋番号を登録することとされた(同法5条1項)。

c 家屋税法の施行(昭和17年4月1日)に伴い、建物登記簿と家屋台帳との関係を調整するため、建物の登記簿に家屋番号を登記する等の措置が講じられた(昭和17年法律第66号による改正後の旧不登法91条2項等)。

そして、既登記の建物について、昭和17年4月1日以後に最初に登記を申請する者は、申請書に家屋台帳謄本を添付すべきこととされた(昭和17年法律第66号附則2項前段)。この場合、登記官は、登記用紙中表示欄に、新たな表示及びその表示番号とともに家屋番号を記載し、従前の表示及びその表示番号を朱抹することとされた(昭和17年法律第66号附則2項後段、昭和17年司法省令第13号附則第3条、昭和17年3月27日民事甲第219号民事局長通達第一の二)。

(2) 家屋台帳の登記所移管

a 昭和25年7月、土地台帳法等の一部改正(昭和25年法律第227号)によって、家屋台帳は、土地台帳とともに、税務署から登記所に移管された。

その後、昭和35年、表示に関する登記制度が新設される(昭和35年法律第14号1条)とともに、家屋台帳法は、土地台帳法とともに、廃止された(同法2条)。

b 登記簿・台帳の一元化実施により移行作業を完了した家屋台帳で、登記簿の改製及び新設を完了すべき期日の翌日から5年を経過したものについては、倉庫の狭隘等諸般の事情を考慮して、法務局長・地方法務局長限りで廃棄して差し支えないとされた(昭和45年11月26日民事局甲第4666号民事局長通達)。

(3) 家屋番号

a 家屋番号は、当初、敷地と同一の番号(以下「地番準拠方式」という。)を付するのではなく(注)、家屋番号の付番区域ごとに、家屋台帳登録の順序により、1番から起番した通し番号(以下「通し番号方式」という。)を付した(家屋税法施行令(昭和15年勅令第467号)3条本文)。【図2-7-4】は、通し番号方式による家屋番号であり、「五番地一」の敷地上に建築されている家屋の家屋番号が「一番」と登録されている。

b 昭和35年法律第14号の施行に併せて制定された旧不動産登記法施行令において、家屋番号は、現行の取扱いと同様、地番準拠方式とされた(5条本文)。これは、家屋番号をその建物敷地の地番に関連することによって、土地の上に建物が存するか否かを登記簿上から容易に把握することができ、また、建物の家屋番号からその敷地の地番を直ちに把握することが可能となり、建物の登記用紙の検索を容易にするためである。

そして、家屋台帳法施行令(昭和25年政令第247号)第1条により定められた従前の家屋番号(通し番号方式)は、当該建物につき旧不動産登記法施行令の適用後は、同令による家屋番号とみなされた(旧不登令附則3項本文)。ただし、従前の通し番号方式の家屋番号を地番準拠方式の家屋番号に変更することを妨げない、とされた(旧不登令附則3項ただし書)。しかし、通し番号方式による家屋番号を地番準拠方式の家屋番号に変更する作業については、登記簿・台帳一元化作業の完了後に実施するのが相当とされた(昭和35年12月22日民事甲第3227号民事局長回答)。

その結果、①「3番」の敷地上の建物の家屋番号が「5番の1」として登記されている事例や②「4番」の敷地上の建物の家屋番号が「3番」として登記されている事例がある場合、③「5番1」の敷地上の新築建物について地番準拠方式により家屋番号を付番するときは、①の家屋番号を「3番」と、また、②の家屋番号を「4番」と、それぞれ変更した後に、③の家屋番号を「5番1」と付番する必要がある。このため、③の新築建物について家屋番号を付番する場合は、便宜、①及び②の家屋番号を変更することなく、「5番1の1」のごとく付番する取扱いでも差し支えないとされた(昭和37年5月7日民事甲第1297号民事局長回答)。

c 「家屋には一個ごとに家屋番号を附し」(家屋台帳法3条1項)、「家屋番号は、大字、字又はこれに準ずる地域ごとに起番して定める」とされていた(家屋台帳法4条2項、家屋台帳法施行令1条)。そして、「家屋番号欄には、家屋番号に付番区域を冠記することとし、たとえば、「何大字何番」、「何字何番」または「何町何番」のように記載する」(家屋台帳事務取扱要領(昭和29年6月30日民事甲第1321号民事局長通達)第84第1項)とされていた。このように、家屋台帳における家屋番号は、付番区域名を記載する取扱いであった。

d その後、昭和35年法律第14号の施行に併せて制定された旧不動産登記法施行令において、家屋番号は、地番準拠方式とされた。しかし、登記簿・台帳一元化作業において、当初は、家屋番号には付番区域名を記載すべき旨を規定していた(登記簿・台帳一元化作業実施要領(昭和35年4月1日民事甲第685号民事局長通達)第34第2項)。その後、登記簿・台帳一元化作業においては、「家屋番号の付番区域名の記載は省略して差し支えない」とされた(登記簿・台帳一元化作業実施要領(昭和36年3

第4473号民事局長通達150条)と規定された。

しかし、現行の不動産登記事務取扱手続準則(平成17年2月25日民二第456号民事局長通達)においては、このような規定は設けられていない。

(注) 特殊な事例として、現行の取扱いと同様、家屋敷地の地番と同一の番号を付した番号を持って家屋番号とする地域もあったようである(新谷正夫・川島一郎「改訂土地家屋台帳解説(復刻)」147ページ)。



【図2-7-2 家屋台帳】
(法務省民事局法務研究会編
「写真で見る不動産登記百年史」37ページ)

[illegible]

【図2-7-4 通し番号方式の家屋番号】

本誌連載「土地の表示に関する登記の沿革」において、以下の誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、下記訂正をお願いいたします。

月号 (No.) 頁・行

土地家屋調査士 2019.7月号 No.750 17

第2回

土地家屋調査士

PR 動画コンテスト開催

日本土地家屋調査士会連合会では、7月31日の「土地家屋調査士の日」の啓発活動の一つとして、昨年に引き続きPR動画コンテストを実施いたします。

テーマ

「土地家屋調査士って知ってる？
～探せ!!! あなたのまちの境界標～」

表彰

最優秀賞 10万円(1作品) 優秀賞 3万円(3作品)

目的

皆さんは、「土地家屋調査士」という言葉を耳にして、『どのような仕事を行う国家資格者なのか』知っていますか？

私たち土地家屋調査士は、国民の大切な財産(資産)である不動産(土地・建物)の物理的な状況(位置、面積など)を正確に調査、測量し、法務局に登記申請手続等を行う国家資格者として、全国で約17,000人が活躍しています。また、来る2020年には、制度が誕生して70年を迎えます。

これを機会に、「土地家屋調査士」と「不動産の表示に関する登記の重要性」について、日本の未来を担う学生の皆様と共に考え、広くPRをしようとして昨年に引き続き動画コンテストを企画しました。今回はサブテーマとして皆さんが最も身近に土地家屋調査士を感じることができるものとして「境界標」を取り上げてみました。将来、不動産を所有することになるかもしれない学生の皆様から、土地家屋調査士のPR動画を募集し、入選作品をホームページで公表するなどして今後のPRに活用したいと考えています。皆様からのたくさんのご応募をお待ちしております。

応募資格

学生(大学生、専門学校生、高校生)

応募作品

PR動画は30秒以上1分以内とします。

mp4、mov、wmv、aviのいずれかの形式にてご提出ください。

ラストクレジットに出品者の情報(メンバー氏名など)を掲載してください。

応募方法

応募者は「エントリーシート」を同封の上、動画を納めたDVDやUSBメモリ等を事務局へ郵送してください。

※「エントリーシート」は日調連ウェブサイト(<https://www.chosashi.or.jp>)からダウンロードできます。

※ご郵送いただいた記録メディアは返却しません。

応募締切

令和元年11月29日(金)必着

お問合せ

日本土地家屋調査士会連合会「PR動画コンテスト」事務局

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館5階

TEL:03-3292-0050 E-mail:rengokai@chosashi.or.jp

主催



日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and house investigators' Associations

京都会

『京都会のPR活動』

京都土地家屋調査士会 広報部員 佐々木 友哉

平成を経て、令和の時代を迎えました。この新たな時代に我々の業界にはいったいどんな変化が起きていくのだろうかと思いを巡らせたとき、人々の権利意識の高まりを感じております。それは、日々の業務から感じるところもあり、また、境界トラブルに起因する事件を伝える報道などから感じるところもあります。今年3月に殺人未遂事件、4月には殺人事件を伝える報道がありました。境界問題の専門家であります我々にできることはなかったものかと、非常に残念に思っております。果たして、国民の内、どれほどの方が我々土地家屋調査士を境界問題の専門家として認知してくれているだろうかと考えたとき、この新たに迎えた時代には、もっと積極的に知名度向上のための活動をしていかなばならぬと、そして、より国民に近く寄り添える存在にならねばならぬと強く思うのであります。そのような思いを礎に、我々京都会は知名度向上のためのPR活動を続けております。

以下に当該活動の一部をご紹介します。

【寄附講座・特別授業】

若年層に対する広報活動といたしまして、京都産業大学における寄附講座や京都府立北桑田高等学校における特別授業を行っています。京都産業大学での寄附講座は、平成15年度から途切れることなく今年度も続いており、北桑田高校の特別授業もまた平成26年度から続いており今年度も実施する予定



京都産業大学寄附講座の様子



北桑田高校特別授業の様子

です。これらの活動は、社会貢献活動という位置づけではありますが、若者らに土地家屋調査士の存在を知ってもらうという意味で非常に重要な広報活動でもあります。といいますのも、土地家屋調査士試験の受験者数は、近年、減少の一途をたどっています。その流れに歯止めをかけるためには、まず、知ってもらうことが重要です。いわば、若者たちが未来へと歩み始める分岐点に「土地家屋調査士志望者はコチラ」→という看板を立てていく活動です。今後は、更に小学校、中学校へも特別授業の活動を拡大していく計画です。

【FMラジオ放送局 α-STATION】

広く市民へPRする目的で行っておりますのが、FMラジオ放送局 α-STATION(アルファ・ステーション)での広報活動です。毎月一回、当会会員が出演し、生放送でPR活動を行っています。ラジオDJの方との対話形式で行っているもので、平成23年から継続して実施しております。過去の放送分は、動画投稿サイト“YouTube”に逐次アップロードしていますので、是非「京都土地家屋調査士会」で検索してください。

【金融機関特別セミナー】

近年、新たにスタートしたPR活動もあります。それは、金融機関特別セミナーというものです。主に金融機関の融資担当の方々を対象に、土地家屋調査士の業務内容やローンに係る土地・建物の登記申

請の実務のことなどについてお話をさせて頂いております。受講して頂いた方々からは、大変なご好評を頂戴しております。



金融機関セミナーの様子

【無料相談会】

本会会館において、月に二回の無料相談会を実施しています。また、他業種主催の無料相談会にも会員を派遣するなど、広く市民に寄り添っていくためのアウトリーチ活動も精力的に行っております。

時代の流れとともに、我々の専門知識が必要とされる場面が増加していると感じております。人々の生活の中でその場面が訪れたとき、「土地家屋調査士」という資格者の存在を思い出してもらえるように、京都会は今後も引き続きPR活動に邁進していきます。



福島会

『福島会の広報活動について』

福島県土地家屋調査士会 広報部長 佐藤 聡之助

我が福島会は福島県下に6支部を配し、支部協力のもと会運営を執り行っております。

まず、福島県についてご紹介いたします。8年前の大震災により全国的に有名になりました。震災の爪痕は消えたとはいえませんが、少しずつ復興に向けて県民一丸となって歩んでおります。各単位会からの多くのご支援を頂きましたことにこの場を借りて改めまして御礼申し上げます。

さて、ご存知の方も多いと思いますが、福島県は三つの地区に分かれております。西側は、歴史、文化と雪で有名な「会津地方」、県の中央部を南北に貫いている「中通り地方」。福島市、郡山市などを中心に発展し、行政及び経済の中心地域になっております。そして県の東側、海に面した「浜通り地方」比較的温暖

な気候であり雪もほぼ降らない住みやすい地域です。

県土の広さは北海道、岩手に次ぎ3番目に広く、形はオーストラリアに似ています。この広さゆえ、気候、文化、県民性などが大きく違うところだと思います。それでも通じていえることは、寡黙で粘り強く、忍耐力に富んだ県民性です。

何が有名？…お決まりですが、桃。県内各地に果樹園があって、幾つもの果樹園が軒を連ねる「フルーツライン」や「ピーチライン」と呼ばれる道路があるほど。年間通して、サクランボ、桃、梨、ぶどう、リンゴなど様々な果物狩りが楽しめます。

福島県の紹介はこのくらいで留めますが、各地方(方部)とも紙面に書ききれないほど魅力満載の我が福島県です。

次に、福島会の広報及び社会貢献に関する事業について触れたいと思います。昨年に引き続き、県内の小学6年生を対象とした出前講座「地上絵プロジェクト」を平成30年10月5日(金)本会支援の下、支部主催で実施いたしました。

当日は、まず教室で若手土地家屋調査士による講義を行い、6年生が学んでいる算数の「拡大図と縮図」の理解と測量の歴史、及びその技術が実社会でどのように役立ってきたか、将来どのように活用されるのか理解を深めてもらいました。続いて、校庭





に出て大きな星の図形を二つ作りました。児童たちは3人1組になって器械を覗く・距離を測る・目標にポールを立てる役割を交代しながら作業しました。PTメンバーの的確なサポートにより、半径12メートルの大きな星型が2個描かれ、作業が進み完成が近づくほどに会話も弾み歓声が上がりました。そのほかに歩測を使っただけの距離当てゲーム、階段を使っただけのレベル測量体験、ノンプリ体験などのコーナーも設けました。最後は全員で星の絵と一緒に記念撮影を行い、このプロジェクトは終了しました。今年度は県南での開催とのこと、お天気になるよう祈っております。

また、いわき支部でもいわき市の高校生を対象とした出前授業を2校で行い、土地家屋調査士業務の重要性について講義し、好評を得ました。これらの

取組は今後とも継続していく予定です。

また、広く県民向けにはラジオCMの放送、新聞への全面広告などを実施いたしました。

最後になりますが、地元福島市のことに少し触れたいと思います。我がふるさと、春は桜がとてもきれいです。市のシンボル信夫山、南東に位置する花見山、荒川沿いの桜堤公園、飯野堰堤など見所満載、夏は盆地特有のけだるい暑さ37.8度は当たり前前の猛暑、さすがに去年は死を覚悟しての現場作業(少しオーバーですが)、暑いときは、流しそうめん(吾妻庵)は本格的な流しです。家族サービスやデートにはうってつけ。

秋には、県あづま運動公園の紅葉と銀杏並木、名刹文知摺観音の紅葉など絵画の世界を感じさせる見事な色合い、冬には温泉三昧、土湯温泉、飯坂温泉、高湯温泉など全国的にも知られている名湯がたくさんあります。食べ物は、なんといっても餃子。市や商工会挙げて普及に取り組んでいます。特に、羽付きの円盤餃子は小ぶりながら野菜たっぷりで幾つでも食べられます。是非、全国の土地家屋調査士と家族の皆さん「温泉と餃子」の街、福島へ来てみて触れてくらんしょ♪

法務省主唱“社会を明るくする運動”

～ 犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

法務省保護局更生保護振興課

“社会を明るくする運動”とは

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。法務省が主唱し、今年で69回目を迎えました。

第69回運動の推進について

第69回運動では、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、

- ①出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと
- ②帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと
- ③薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること
- ④犯罪をした高齢者・障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること
- ⑤非行少年等が学びを継続できる環境を作ること

の5点を重点事項としています。

再犯の防止等の推進に関する法律に基づいて平成29年12月に策定された国の再犯防止推進計画においても、本運動の一層の推進が重要な取組とされています。また、本年は更生保護制度が施行されて70周年を迎える節目の年でもあり、これまで以上に本運動を力強く推し進め、犯罪や非行のない明るい社会づくりのために、地域社会に根ざし、広く住民の方々の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開していきます。

本運動に対する皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。



第69回“社会を明るくする運動”ポスター

“社会を明るくする運動” CM動画について

「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」や更生保護ボランティアのキャラクターが登場する“社会を明るくする運動” CM動画が完成しました。YouTubeの法務省チャンネルを是非御覧ください。



第69回“社会を明るくする運動”
CM動画(YouTube「法務省チャンネル」)へアクセスできます。

第31回神奈川県相続診断士会定例会

平成31年4月10日(水)にコンカード横浜13階メットライフ会議室において開催された、神奈川県相続診断士会の定例会の取材に行っていました。

今回の定例会では「不動産の生前整理！～知らないと損する境界問題ナゾ～」と題して、京都土地家屋調査士会会長で、日本土地家屋調査士会連合会理事の山田一博氏の講演がありました。山田氏は関西相続診断士会の発起人であり、以前は京都相続診断士会の副会長をされていたとのことでした。

本題に入る前に、「相続診断士」とはいったいどんな資格なのでしょうか？

一般社団法人相続診断協会のホームページから抜粋しますと、以下のような説明がありました。

遺産相続は誰にでも起こり得ることですが、場合によっては遺族の争いに発展しやすく、実際、家庭裁判所での相続関連の相談は約18万件と10年前の2倍に増えています。また、相続はお金持ちだけの問題という誤った認識が、一般家庭の相続準備を怠り、問題を複雑にしています。司法統計年報(平成22年度版)によると、紛争件数の74%が相続税と関係ない5,000万円以下の遺産分割で揉めています。そこで正しい知識で遺産相続の準備をお手伝いするのが「相続診断士」の役割です。

「相続診断士」とは、相続診断(相続手続に関する問題点の指摘及び情報の提供等をいう。ただし、紛議が生じ、又は紛議が生じるおそれのある案件に係るものを除く。)を行うとともに弁護士・司法書士・税理士・行政書士・その他の専門家の関与を要する案件については、これらの専門家の紹介を行い、相続手続を円滑に進めるためにアドバイスをする専門家で、一般社団法人相続診断協会が行う資格試験に合格することで取得できます。(※詳しくは相続診断協会のホームページをご覧ください。)

現在、「相続診断士」は主に、生命保険会社、金融機関、不動産関係者が多く占めているようで、私が実際に名刺交換させていただいた方のほとんどが生命保険会社の方でした。土地家屋調査士で相続診断士の資格を持っている方は珍しいそうです。

本題に戻りますが、今回は山田氏が土地家屋調査士の視点から見た相続について、必要な事項をアド



バイスしていただく講演でした。

まず、土地家屋調査士の主な業務についての説明がされ、実際の業務では境界確認が重要であること、相続が発生してから不動産の利活用を考え境界確認を行うと時間が掛かってしまうため、生前に不動産の整理をしておくことが重要であると述べられました。

また、不動産相続に関する以下のような具体例を挙げ、土地家屋調査士がその悩みの解決する方法を提案できると述べられました。

- ・見たこともない遠方の土地を相続することになるかも知れない。
- ・親の土地を見たら、登記面積と広さがまるで違う。
- ・土地を売りたいが、境界が分からないので買い手が付かない。
- ・土地を活用したいが、隣地や道路の境界線が不明で不安。
- ・隣人と境界のことで揉めたくないの、この際はっきりさせたい。
- ・遺産分割で揉めそうなので、兄弟で土地分割がダメかもしれない。

このような悩みを解決するに当たって、やはり重要なのは境界確認がしてあるかどうかということ

と、実際に境界確認がどのような方法で行われているかという説明がありました。そして実際行った境界確認での問題の実例として、

- ・隣地が空き家となっていて立会人が不明。
- ・隣地がすでに相続が開始されており、立会人が不特定多数となっている。
- ・自分の土地の一部が道路になっている。
- ・自分の土地の真ん中に国有地がある。
- ・前面は道路だと思っていたら個人の名義だった。
- ・土地がどこにあるか分からない。

等、土地に潜む様々な問題を取り上げ、境界確認の難しさを説明されました。

また普段の業務でも、依頼された内容だけをこなすのではなく、その不動産に問題点がある場合はそれをお客様に伝え、解決策を提案し、相続時に困らないような手助けをしていくようにしたい。また、空き家問題や、相続後の土地活用、近隣関係等の問題を解決するためのセミナーや無料相談会を開催し、各専門家との連携を含め、不動産マネジメント

ができるようなサービスを展開していきたい。そのためには「不動産のカルテ」を作ることが最適で、そうすることにより早い時期から境界問題に取り組むことができ、不動産の価値も上がり、その後の活用方法も検討しやすいとのことでした。

講演を聞いて思ったことは、土地家屋調査士が相続に関する相談を、お客様から直接、業務として受託する事例は少なく、他士業を通じて行うことが多いと思われます。ですが、実際の業務では遺産分割等で揉めている案件も少なくありません。実務において「うちは登記してあるから大丈夫」といった声をよく耳にします。その登記とは所有権の登記です。土地が自分の名義であることも大事ですが、土地の位置がどこであるのか、どんな形状をしているのか等、境界のことをきちんと理解しているの方がむしろ重要ではないでしょうか。生前に不動産の整理をしておくことで、相続時のトラブルが少しでも防ぐことができるのではないかと感じました。

広報員 久保智則(長野会)





第34回 日本土地家屋調査士会連合会 親睦ゴルフ大会 開催案内

『PGA ツアー日本初開催！
タイガー・ウッズとともに千葉に集れ！』



前夜祭・宿泊

日 時 令和元年10月27日(日) 受 付 午後4時から
開 宴 午後6時

場 所 『京成ホテルミラマーレ』
〒260-0014
千葉市中央区本千葉町15-1
TEL 043-222-2111

ゴルフ大会

日 時 令和元年10月28日(月)
場 所 『東急セブンハンドレッドクラブ』
〒267-0063
千葉市緑区小山町359-6
TEL 043-294-0700 (代表)
※ 定員は160名を予定しております。



観光

日 時 令和元年10月28日(月)
観光先 鋸山(スリル満点の地獄のぞき)・日本寺
道の駅保田小学校(学校の雰囲気が残る施設)
漁師料理たてやま(貝焼きバイキング)
赤山地下壕跡(地下壕探検)

申込締切

令和元年8月30日(金)
所属の土地家屋調査士会へお申し込み願います。



問合せ先

千葉県土地家屋調査士会
〒260-0024
千葉市中央区中央港1丁目23番25号
TEL 043-204-2312
FAX 043-204-2313
問合せメールアドレス chosashi@olive.ocn.ne.jp

令和2年度 明海大学不動産学部企業推薦特別入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会(日調連)との協定に基づき、団体会員の子弟及び関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入学試験制度の活用をご検討ください。

出願要領

◎**出願条件**：出願資格(詳細は入試要項をご確認ください)のいずれかに該当し、かつ、出願条件(ア)及び(イ)を満たす者

(ア) 明海大学不動産学部不動産学科での勉学を強く希望し、第一志望として入学を志し、合格後の入学を確約できる者

(イ) 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)から推薦を受けられる者

推薦条件：土地家屋調査士を志望し、大学卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者

◎**試験科目**：面接のみ ※面接、提出書類等の評価を総合的に判定し、可否を決定します。

◎**願書受付期間等**

A日程 (1)願書受付期間…2019年10月10日(木)～10月23日(水)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2019年11月9日(土) (3)合格発表日…2019年11月14日(木)

B日程 (1)願書受付期間…2020年2月18日(火)～3月2日(月)(出願書類提出は日調連宛・郵送必着)

(2)試験日…2020年3月15日(日) (3)合格発表日…2020年3月16日(月)

※募集人員は20名(A・B日程合計)です。

出願をご希望の方 まずは、入試要項をお取り寄せください！ 詳細をご確認ください。

入試要項のお取り寄せ・お問い合わせは 日本土地家屋調査士会連合会(日調連)

または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116 (直)

明海大学 浦安キャンパス OPEN CAMPUS 2019

7/14(日)、7/28(日)、8/18(日)、9/29(日)、10/27(日)

各日程 10:00～15:00 事前予約不要

◎当日は、個別進路相談やキャンパスツアー、学食体験などにご参加いただけます。

詳細については、本学公式ホームページ(<http://www.meikai.ac.jp>)をご覧ください。

☆途中参加でも多くのプログラムに参加可能です。

※プログラムの内容などは変更する場合があります。

以 上

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



5月16日
～6月19日

6月1日から新人研修会を都内において集約実施したところであるが、会場に向かう沿線には私が学生時代の四年間を過ごした街が存在する。ノスタルジックな思いが込み上げてきて、新人研修会最終日の帰りに途中下車してみた。駅前様子は、すっかり様変わりして全国チェーンのお店が立ち並んでいる。そんな中でも、道筋の所々から懐かしい風が漂い、街かどから、あの頃の仲間たちが肩を組んで現れそうな錯覚に陥る。そして、街全体を覆う香りが変わっていないことに気が付いた。人間、記憶力は鈍っても、嗅覚はなかなか衰えないとみえる。水道橋にも独特の街の匂いがあるはずである。明日から意識して深呼吸をしてみたい。

5月

16日 島根会 第52回定時総会

単位会総会のシーズンが始まった。今年のトップバッターは、島根会である。本年は、全ての単位会にて役員改選が行われるが、島根会では寺本会長が引き続き会長職を担っていただける。この日の松江市は週末に迫った10年に一度の船祭り「ホーライエンヤ」の準備で街中から活気が伝わってくる。

17日 熊本会 第67回定時総会

松江から列車を乗り継ぐこと5時間余り、九州・熊本会の総会にお邪魔する。熊本会も吉田会長が次期においても先頭に立って会務運営に当たっていただける。熊本地震から3年余りが経過し、街のシンボル「熊本城」の復旧も進んでいるが、私たちは、事前復興を意識した地図づくりを念頭に社会貢献を続ける決意を新たにしたい。

18日 福井会 令和元年度定時総会

熊本から、そのまま福井に向かう。福井会の皆さんの顔を思い浮かべつつ列車に乗り込むが、予想以上に遠いことを体感し、日本列島の縦長さを実感する。

福井会の総会でも、皆さんの前で祝辞を述べさせていただき、連合会の取組等につき、お話しさせていただくとともに、岩坂新会長の就任もお祝い申し上げた。

21日 第3回法制審議会民法・不動産登記法部会に係る事前打合せ

3月から始まった法制審議会もこの日が3回目である。柳澤専務理事と事前の打合せを入念に行った。

21日 第3回法制審議会民法・不動産登記法部会

法制審議会に臨むときは、一段と気合を入れることになる。全国の会員と住民の皆さんが安心して生活できるための規範の礎となる議論に参加することは、連合会として必然であり、実務者の視点を大切に意見を述べている。

21日 清和政策研究会との懇親の集い

安倍総理の出身母体でもある「清和政策研究会」の集いに参加する。土地家屋調査士制度改革推進議員連盟において、お世話になっている先生方も大勢が所属されており、日頃のご厚情にお礼のご挨拶をさせていただいた。

22日 埼玉会 第74回定時総会

埼玉会の総会会場に向かう。土地家屋調査士法一部改正に関して、最新の進捗状況をお伝えすることができた。高柳会長の二期目の船出に当たり、埼玉会の安定感を感じた。

23日 長崎会 令和元年度定時総会

東京から空路、長崎に入り、長崎会の総会に出席。長崎会の船津会長は、若くてアイディアマンであるとともにエネルギッシュであり、総会会場全体から熱気が伝わってくる。

24日 福岡会 令和元年度定時総会

この日は、福岡会の総会にお邪魔する。朝10時からの開催ということで、早めに長崎を出発する。福岡法務局長の祝辞において、土地家屋調査士法一部改正への期待を紹介いただき、身の引き締まる思いである。福岡会は野中会長から佐藤会長へ交代された。

25日 大分会 令和元年度第65回定時総会

九州総会巡業の三日目は大分会である。大分会の総会は、司会や議事進行等、様々な場面において、と

ても良い意味で「剛毅木訥」という表現が当てはまる感じの運営である。大分会は城戸崎会長から安部会長にバトンタッチされた。

28日 栃木会 平成31年度(第71回)定時総会及び懇親会

宇都宮の駅前には、今も「瓢箪」の専門店が存在していることに感激しながら会場に到着。宇都宮地方法務局長からは、骨太の方針から波及する効果に関してお話をいただいた。栃木会においても、東野会長から橋本会長に引き継がれ、今後の舵取りに当たられる。

29日 黄綬褒章をお祝いする夕食会

令和になって初めての褒章を8名の土地家屋調査士の先生方が受章されることとなり、連合会としてささやかな食事会を催させていただいた。受章された皆さんは、奥様と共に出席され、一様に素敵な笑みを浮かべておられる。これまでの、制度に対する貢献や人生経験に心からの感謝を述べさせていただいた。

30日 故保岡興治「送る会」に参列

去る4月19日に急逝された、保岡興治元法務大臣を送る会に参列し、全国の土地家屋調査士を代表して哀悼の誠を捧げさせていただいた。保岡先生には、司法制度改革の中で、私たち土地家屋調査士の存在を大きく発信いただいた、制度の恩人である。

30日 令和元年春の褒章伝達式への参列及び民事局長への表敬訪問

褒章伝達式に8名の受章された先生方と共に、法務省で執り行われる伝達式に参列。今回の代表受章は、林千年前連合会長をお願いさせていただいた。実に晴れ晴れしい場面に立ち会うことができ、私も感激した。

31日 衆議院法務委員会の傍聴

衆議院法務委員会において、土地家屋調査士法一部改正法案の審議が実施され、加賀谷副会長、佐藤常任理事と共に、傍聴に伺う。与野党問わず、多くの国会議員の先生方から、未来志向かつ国民目線の質問が飛び交う中、3時間20分に及ぶ審議を経て、全会一致にて可決された。

31日 大阪会 第81回定時総会

衆議院法務委員会での審議結果に興奮冷めやらぬ状態にて、大阪会の総会に出席するため、新幹線に飛び乗る。大阪会は、金子会長から中林会長へ交代されたが、連合会への協力体制に変わりはない。総会後の懇親会には、数多くの地元選出国會議員の先生や地方議員の先生方に出席いただいていた。

6月

1日 令和元年度土地家屋調査士新人研修における運営協力に係る関東ブロック協議会担当者への激励

この日から始まる中央実施型新人研修会の運営に協力いただいている、担当者を激励するため、会場の最寄り駅に向かう。大きなキャリーケースを手にした受講者と思われる人に笑顔でバス乗り場を案内してくれている姿に、土地家屋調査士の源流を見た感じがする。

1日、2日 令和元年度土地家屋調査士新人研修

平成11年に新人研修会を各ブロックに委託実施して以来の念願でもあった、全国の新人に集まってもらい連合会が主体となり、統一的な研修会を東京都内で開催。全国から350名の受講者が参加し、2泊3日の日程にて中身の濃い研修を実施した。2日目の夕方には懇親会も開催したが、350名以上の懇親会となると実に壮大な光景であった。とにかく初めての実施ということで担当役員やお手伝いいただいた方々には、大変なご苦勞を掛けたところであり、この場を借りて感謝申し上げる次第である。

3日 葉梨康弘君の更なる活躍を期する会

5月31日の衆議院法務委員会で委員長として大変お世話になった葉梨先生のセミナーに参加し、土地家屋調査士法一部改正法案の経過につき、お礼と感謝をお伝えさせていただいた。葉梨先生からも、使命規定を持つ資格者として、しっかりと国民に寄り添い、業務を遂行するように激励をいただいた。

4日 第34回写真コンクール作品審査

連合会が例年開催している写真コンクールの審査に立ち会う。審査は、今年も写真家の木村恵一先生に

お願いしている。作品の評価も年々向上しており、どの写真からも、その時の気持ちや情景まで伝わってくるかのようだ。

6日 不動産流通経営協会 令和元年度第50回定時総会懇親会

不動産流通経営協会(FRK)には、私たち土地家屋調査士の持つ専門性や独自性を理解いただいております、お互いの組織として交流させていただいている。日本の名だたる大手不動産会社や、ディベロッパーの代表の皆さんが会員として集われており、意見交換をさせていただいた。

8日、9日 九州ブロック協議会 令和元年度定時総会及び懇親会

本年の九州ブロック協議会の総会は熊本市で開催され、くまモンに出迎えてもらいながら熊本駅に降り立つ。九州ブロック協議会は、吉田新会長の下、強い結束力と協調性が感じられた。

11日 第4回法制審議会民法・不動産登記法部会

4回目の法制審議会民法・不動産登記法部会に委員として参加。前回の積み残し項目の協議に続いて、今回は「相隣関係の見直し」がテーマとなる。私たち土地家屋調査士が発言、提言すべき内容が盛り沢山

であり、私の後ろで固唾をのんで注目している全ての会員の思いも一緒に会議に臨む。

12日 第2回正副会長会議

18日から開催する定時総会に向けて、正副会長会議を招集。事前質問項目の分析と整理を行うとともに当日のスケジュール等の確認を行う。

16日、17日 第2回常任理事会

16日は、日曜日ではあるが、定時総会対応の常任理事会を招集。現メンバーで集まる常任理事会は最後であり、二年間の協力に感謝を申し上げた。喫緊の課題対応や次期への申し送り事項、定時総会における質問の担当等を協議した。いよいよ、第76回定時総会に臨む。

18日、19日 第76回定時総会

第76回定時総会を東京ドームホテルにて開催。山下貴司法務大臣も公務多忙中にもかかわらず、駆けつけてくださり、祝辞をいただいた。全国から各単位会の会長と代議員が勢揃いし、明日からの土地家屋調査士制度を真剣に議論したところである。役員の改選も行われ、「水道橋通信」を私が執筆するのも最後となった。



広報キャラクター「地識くん」

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和元年5月7日付

神奈川 3112	乙守 大樹
神奈川 3113	川平 将志
神奈川 3114	片山 弓子
静岡 1821	平坂 真都
新潟 2226	吉田 悟史
兵庫 2519	前田 俊介
兵庫 2520	吉田 珠美
愛知 3003	平野 達也
愛知 3004	内山 俊宏
岐阜 1299	中野 哲
岐阜 1300	吉野 俊久
島根 510	原 貴之
福岡 2340	衛藤 哲也
長崎 805	池田 圭穂
熊本 1217	源田 正樹
熊本 1218	石原 賢治
鹿児島 1101	田中 文雄
鹿児島 1102	祁答院直之
青森 780	坂本 瞭太

令和元年5月10日付

東京 8108	森川 泰夫
茨城 1473	岡野 栄
静岡 1822	遠山 伸矢
長野 2607	宮澤 佑一
大阪 3363	中川 正規
大阪 3364	小川 曜
広島 1902	是竹 康昭
鹿児島 1103	池水 竜作
宮崎 812	築 純洋
愛媛 871	中川 壽一

令和元年5月20日付

東京 8109	黒江 朋彦
神奈川 3115	磯村 康行

神奈川 3116	向堀智恵美
埼玉 2682	齊藤 有平
茨城 1474	渡部 公綱
福岡 2341	松田 真輔
福島 1501	渡辺 靖之

登録取消し者

平成31年1月21日付

東京 5475	市川 貞夫
---------	-------

平成31年2月2日付

東京 6160	内田 和一
---------	-------

平成31年2月5日付

愛知 1718	清水 浩司
---------	-------

平成31年3月6日付

富山 389	松岡 和男
--------	-------

平成31年3月19日付

兵庫 1476	山根 勝
---------	------

平成31年3月30日付

山形 1056	大泉 俊治
---------	-------

平成31年4月11日付

福島 991	猪狩 圭雄
--------	-------

平成31年4月13日付

福岡 1812	石田 正史
---------	-------

平成31年4月21日付

秋田 973	會田 政治
--------	-------

令和元年5月7日付

愛知 1826	滝口 孝
三重 659	小林 義夫
福井 285	牧野 捷二
佐賀 392	大久保 嘉

令和元年5月10日付

東京 6133	前田 善弘
神奈川 1422	加藤 信行
千葉 1820	清水 勉
三重 504	河野登喜藏
函館 211	山路 徹
徳島 149	原 和久

令和元年5月20日付

埼玉 1036	中澤 久盛
栃木 883	西田昌太朗
群馬 576	福島 光司
兵庫 1960	吉永 清克
広島 1119	道土井 晋
福岡 707	木下 義紀
福岡 996	濱永 光賢
福岡 1122	中川 哲彦
福岡 1819	橋本 弘幸
熊本 873	吉海 正道
鹿児島 858	徳丸 典光
沖縄 266	金城 栄一
宮城 538	木村 晴至
山形 921	山下 勝
秋田 813	鈴木 恒雄

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和元年5月7日付

鹿児島 1101	田中 文雄
宮崎 806	富山 康介

令和元年5月10日付

茨城 1473	岡野 栄
---------	------

令和元年5月20日付

福岡 2301	簗田 剛丈
鹿児島 1037	小原 翔

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機を破損
してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階
<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B18-102578 使用期限 2020年4月1日

ち ょ う さ し 俳 壇

第410回



「雲の峰」

深谷健吾

白き帆に白きセーラー雲の峰
砂日傘みな太平洋に足を向け
湖よりの風をさそひて浜風鈴
人影に揺れて貴船の川床涼し
民宿の日暮れは早し合歡の花

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田

操

繫がれし犬が留守番麦の秋
里山を丸ごと映し大代田
自家製の新茶銘茶に劣らざる
廃校の庭に泳がす鯉幟
昭和に生れ令和は余生五月晴

愛知 清水

正明

渦潮で海底洗ひ夏立てり
かきつばた三河の空は縹色
磁方位を狂はす気場や滴れり
万葉歌繙く即位の日永かな
大山椒魚の見たくて入るオンボ谷

茨城

中原ひそむ

大正に生れて「令和」や聖五月
令和とは知らず蛇穴出づにけり
街も村も即位一色櫻咲く
永らへて令和元年迎へけり
吾が曾孫の名も「怜」なりし風薫る

岐阜 堀越 貞有

青梅を一家総出で挽ぎにけり
緑さす砂場あそびの園児たち
登山道を直し下山のボランテア
清流へ火の粉ちらして薪能
図書館へ通ひ黄金週間了ふ

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

廃校の庭に泳がす鯉幟

「鯉幟」とは、春の季語「幟」の傍題。江戸時代には、定紋や鐘馗の絵を染め抜いた幟を兜・長刀・吹流しなどと共に家の前に立てた。武家の幟に対して、町人は滝をも登るとする鯉を出世の象徴として鯉幟を立て、男子の成長を祈った。五色の吹流しと共にたてる。提句は、過疎地の山村風景を活写した句か。廃校の庭に元氣よく泳ぐ鯉幟とは。誰がこの鯉幟を立てたのであろうか。作者の哀歎の複雑な心情を擬人化法により詠んだ見事な一句である。

清水 正明

かきつばた三河の空は縹色

「杜若」とは、夏の季語。水辺・湿地に群生するアヤメ科の多年草。高さは四〇〜九〇センチで、地下に長い根茎を持つ。葉は剣状にとがり、長さ三〇〜七〇センチ。六月ごろ叢生した葉の中央から花茎をのばし、茎頭に濃紫色の花を開く。提句には「在原業平の歌で有名な無量寿寺にて」との添

書あり。愛知県知立市八橋町にある当地は昔から杜若の名勝地。寺内には約三万本からなる「八橋かきつばた公園」がある。提句のポイント、濃紫色の花と縹色の空と詠みきったところであり、色の取り合わせの妙な佳句である。

中原ひそむ

大正に生れて「令和」や聖五月

「聖五月」とは、夏の季語「五月」の傍題。月の初めに立夏がある。カトリックでは五月は聖母マリアを讃える月となっている。みずみずしい若葉に包まれた生命感にあふれる麗しい月である。薔薇や牡丹が開き薫風が渡る季節である。今年の五月一日から新元号が「令和」に。作者は大正・昭和・平成・令和の四元号の世を生きてこれ、正に「生き字引」であります。提句は、下五に「聖五月」の季語の幹旋により優れた佳句となった。お元氣でいつまでも俳句を楽しんで下さい。

堀越 貞有

青梅を一家総出で挽ぎにけり

「青梅」は、夏の季語。五〜六月に梅の実急速に育つ。硬くて青い実を青梅と呼び、梅雨時に黄色く熟した実を実梅と呼ぶ。梅の実は一変に大きくなり、一遍に収穫するため一家総出です。中七の「一家総出」のフレーズにより、ほのぼのとした一家の光景を見てとれる見事な一句である。

令和元年 春の黄綬褒章

おめでとうございます。



黄綬褒章

笠原 孝（千葉県土地家屋調査士会）

昭和63年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴31年
千葉会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、63歳



黄綬褒章

篠原 馨（三重県土地家屋調査士会）

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴53年
三重会理事、同副会長を歴任
平成17年法務大臣表彰等、73歳



黄綬褒章

芝田 義秋（静岡県土地家屋調査士会）

昭和54年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
静岡会常任理事、同副会長を歴任
平成22年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

茶谷 和裕（愛知県土地家屋調査士会）

昭和57年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴37年
愛知会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、62歳



黄綬褒章

林 千年（岐阜県土地家屋調査士会）

昭和52年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
岐阜会副会長、同会長、日調連副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、66歳



黄綬褒章

藤木 政和（滋賀県土地家屋調査士会）

平成元年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
滋賀会常任理事、同副会長、日調連理事、同常任理事を歴任
平成27年法務大臣表彰等、70歳



黄綬褒章

高田 俊宗（熊本県土地家屋調査士会）

昭和60年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴34年
熊本会副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、68歳



黄綬褒章

山本 達夫（徳島県土地家屋調査士会）

昭和58年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
徳島会理事、同副会長、同会長を歴任
平成30年法務大臣表彰等、69歳

※受章者の年令・歴は、令和元年5月21日
発令日現在です。

セコムパスポート for G-ID 土地家屋調査士電子証明書 の発行について

2014年(平成26年)10月30日からセコムトラストシステムズ株式会社が運営する認証局において、土地家屋調査士電子証明書(以下「電子証明書」という。)の発行を開始しておりますが、同認証局から発行している電子証明書の有効期間は、発行日から5年となっており、2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。

つきましては、電子証明書の発行は、次の要領で発行する予定となっておりますのでお知らせします。また、電子証明書の発行や取消しの手続は、「電子署名及び認証業務に関する法律」や同法律に基づく規則等に則って手続を行う必要があることから、事務的な対応となり、会員各位にお手数をお掛けすることもありますので、この旨ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)は、登記所において発行しておりますので、詳しくは主たる事務所を管轄する登記所にお問合せください。

(<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GLANCE/glance.html>)

1 有効期間満了に伴う電子証明書の発行

電子証明書は2019年10月末から順次有効期間満了を迎えることとなります。有効な電子証明書を保有している会員には、次の要領で新しい電子証明書を発行することとしております。

現在保有している有効な電子証明書の有効期間を延長するものではありません。

(1) 有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類の送付

電子証明書の有効期間満了の約3か月前をめどに有効期間満了の通知及び新たな電子証明書利用申込書類を土地家屋調査士名簿に登録されている事務所所在地に簡易書留で送付します。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

連合会ウェブサイトから利用申込書配布希望の申請は行わないでください。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

(3) 発行時期

電子証明書有効期間満了の約1か月前をめどに、2019年10月1日から発行手続を行います。2019年9月から2020年1月は発行事務の集中が予想されることから、有効期間満了直前にお申込みいただきますと、有効期間満了までに新しい電子証明書の発行ができない場合もあります。電子証明書利用申込書類が届きましたら、お早めにお申込みいただきますようご協力をお願いいたします。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

12,100円(税込)

(5) その他

- ① 新しい電子証明書が発行されても、それまで使用していた電子証明書は有効期間満了まで使用することができます。
- ② 新しく発行する電子証明書は、現在使用している電子証明書と同じファイル名(PINコードは異なります。)となりますので、取扱いにはご注意ください。
- ③ 有効期間満了の電子証明書のファイルを削除する場合は、誤って新しい電子証明書のファイルを削除しないようご注意ください。

2 新規に発行する電子証明書

2019年9月から2020年1月にかけて、有効期間満了に伴う電子証明書の発行事務が集中しますので、この時期のお申込みは通常よりも大幅に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(1) 電子証明書利用申込書類の送付

連合会ウェブサイト (<https://www.chosashi.or.jp/members/repository/>) からお申込みいただきますと、電子証明書利用申込書類を簡易書留で送付します。お申込みをしてから到着までは、5～7日程度が目安となります。

内容を確認いただき、電子証明書発行負担金の振込及び必要書類等を準備の上、連合会へ返送願います。

(2) 利用申込書類の審査

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

電子証明書利用申込書類に不備があった場合は連合会から当該会員に連絡をします。

利用申込書類の審査に合格した会員につきましては、審査の状況の連絡はいたしません。

(3) 発行時期

連合会に返送された電子証明書利用申込書類について審査を行います。

不備のない書類の場合、連合会に到着してから発行までは、通常1～2週間程度が目安となります。

電子証明書の発行日を指定することはできません。

(4) 発行負担金

利用申込書類が送付される消印の日付によって発行負担金が異なりますので、入金額にご注意ください。

11,880円(税込)

※2019年9月30日までの消印で連合会に到着した場合

12,100円(税込)

※2019年10月1日以降の消印で連合会に到着した場合

3 留意事項

(1) 電子証明書発行に係る審査

土地家屋調査士名簿と住民票の写しに記載されている住所が異なる場合は、電子証明書を発行することができません。異なる場合は、必要に応じて所属する土地家屋調査士会に土地家屋調査士登録事項変更届出書等の提出をお願いします。

また、電子証明書が発行されると、電子証明書をダウンロードするのに必要な書類が住民票の写しに記載されている住所に本人限定受取郵便(基本型)で送付されます。

住民票の写しに記載されている住所で郵便局から本人限定受取郵便の到着通知書が配達されない場合や、郵便局の指示に従わなかったり、本人限定郵便を受け取る際に提示した身分証明書の住所が本人限定郵便の宛先と異なることで、郵便局から受渡しを拒否されたなどの場合は、連合会では対応しかねますので、ご了承ください。

(2) XML署名ツール

図面ファイル(XML/TIFF)に電子署名するための「XML署名ツール」を連合会ウェブサイトの会員の広場で公開しています。

2018年(平成30年)8月17日に公開したバージョンから、登記所が発行した土地家屋調査士法人の電子証明書(商業登記電子証明書)を用いて電子署名できるようになりました。これまで図面ファイルに署名するために、個人の電子証明書を取得していた土地家屋調査士法人におかれましては、セコムトラストシステムズ(株)が発行する電子証明書を取得する必要はありません。

(3) 電子証明書のファイル及びPINコードの紛失について

電子証明書やPINコードは再発行することができませんので、電子証明書のファイルやPINコードを紛失された場合、電子証明書の取消手続後、新規に発行する手続が必要となります。電子証明書やPINコードの取扱いには十分ご注意ください。

5月**21日**

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 メディアを利用した広報活動について
- 2 動画コンテンツの作成について
- 3 ウェブコンテンツの作成について
- 4 ウェブ広告について
- 5 各種イベントの調査について
- 6 広報ツールの活用について
- 7 土地家屋調査士PR動画コンテストの実施内容について
- 8 寄附講座に関する意見交換会の実施内容等について
- 9 「13歳のハローワーク公式サイト」職業サポーターの継続について
- 10 「事務所運営に必要な知識」について
- 11 7月号の編集状況について
- 12 8月号以降の掲載記事について
- 13 次期広報部役員への引継事項について

31日

第1回研修部会

<協議事項>

- 1 令和元年度土地家屋調査士新人研修の対応について

6月**7日**

第1回総務部会

<協議事項>

- 1 第76回定時総会の対応について
- 2 第77回(令和2年度)定時総会の日程及び会場について
- 3 土地家屋調査士会等からの照会対応について

12日

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第76回定時総会の対応について

事前調査から事件管理・再活用、さらに新規受託をサポート!

土地家屋調査士 調査情報保全活用

調査士カルテMap

業務支援システムを準備しました

住宅地図・ブルーマップ
全国閲覧可能!

※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
地図印刷!

地図上で事件簿
管理ができます!

SIMA図示や
多彩な地図検索!



情報の保全・管理・活用

調査情報を地図上の位置と
紐づけて一元管理

調査情報
登録・管理

情報活用

全国で業務連携

事務所広報による
市場拡大や
社会貢献にもつながる

「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現

このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に!

全国閲覧可

負担
月額 **3,000**円(税別) < まずはご登録を!/
お申し込み月の月末まで無料期間

- Web アプリケーションのため、通常のインターネット環境があればご利用が可能です。
- お申し込みには「所属土地家屋調査士会名」と「登録番号」が必要となります。

詳細は連合会 Web サイト「会員の広場」へ

【お申し込み】



- ① 連合会 Web サイトへアクセス
- ② 会員の広場へログイン
- ③ 土地家屋調査士調査情報保全管理システム
「調査士カルテMap」

【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
「調査士カルテ Map」問合せ窓口
(E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

システム説明会
開催

「調査士カルテMap」システム説明会開催の

ご相談受付中!

無料
ゼンリンから
講師派遣します

●詳しくはお問合せください➡ mail:kartemap@zenrin.co.jp

副会長 戸倉茂雄(山口会)

私が土地家屋調査士試験に合格したのは西暦1989年。和暦で言えば、昭和64年から平成元年、「昭和」が終わり「平成」が始まった年です。その年は、東西の冷戦が終わり、新たな世界秩序が生まれようとする年でした。ベルリンの壁の崩壊は象徴的な出来事として今も記憶に残っています。あれから30年、5月1日に新しい元号「令和」がスタートしました。早いもので、広報部を担当して2年が過ぎようとしていますが、平成から令和へと時代を跨ぐ時を、今期のメンバーと会務に携われたことは、私の役員としての在任期間の中でも印象に残る時間でした。毎月、発行する会報、制度PRのイベントなど、広報部役員と広報員の八面六臂の活躍により無事、任期を終えようとしています。全ての皆様に感謝、申し上げます。ありがとうございました。

広報部理事 東良憲(奈良会)

年齢を重ねると時間の経過が早い、とはよく言ったものである。連合会理事の大役を受けてからあっという間に2年が過ぎた。毎月のように上京して会議をし、そして地元へと帰っていく。学生時代のアルバイトの延長でこの世界に足を踏み入れたので、一般的な企業で就労した経験のない私には「出張」という単語が、全く耳なじみのない言葉から日常的に使用する言葉へと変化した2年間でもあった。

2年間の広報部での活動を終えた今、私はジョン・F・ケネディのアメリカ大統領就任演説の一説を思い出している。「我が同胞アメリカ国民よ、国が諸君のために何が出来かを問うのではなく、諸君が国のために何が出来かを問うてほしい。」この言葉を我らが業界に置き換えて考えている。幸いなことに近畿ブロックから推薦を頂き、もう2年間連合会の理事を務めさせていただけることになった。次の2年はどの部に所属するのかはまだ分からないが、土地家屋調査士制度の役に立てるように頑張っていきたい。

広報部長 金関圭子(岡山会)

私の好きなピアニスト、ルーススレンチェンスカ、御年94歳、現役である。彼女は恐らく今日もNYでピアノに向かって新しい音を奏でているであろう。「昨日までの私の演奏は忘れて。今日の方がいいから」と。

『一音ずつ、音を育てて、鍛えて、その音を人に捧げます』(『ルース・スレンチェンスカ 九十四歳のピアニスト一音で語りかける』より引用)そうした思いで仕事に打ち込む姿に、自身の未熟さと一方で果てない可能性をトレースしてみる。

2年間、どうか皆さんに有益な情報がお伝えできるようにと山口編集長を中心に担当させていただきました。現在の750号が、数千号と続くよう襷を捧げます。ありがとうございました。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

全国各地からご寄稿いただきましたことに、この場を借りて感謝とお礼を申し上げます。いただきました原稿は一言一句、感謝の気持ちとともに拝読させていただきました。

戸倉茂雄広報担当副会長、金関圭子広報部長、東良憲理事は、会報編集にあたり数多くの助言をいただくとともに、私の心の支えでありました。

広報員の石瀬正毅(東京会)、久保智則(長野会)、中嶋茂(愛知会)、赤平裕記(青森会)、山本正樹(札幌会)、久保利司(香川会)の皆様には、私の判断でスケジュール調整してもらい、各ブロック協議会で開催されたイベントの取材を行っていただきました。

事務局では、広報全般にわたり豊富な経験と知識をあわせ持つ堀江崇課長、会報担当で毎日連絡を取りあった亀山雅子職員には、感謝の気持ちをどうお伝えすればよいのかすら、今はまだ分かりません。

偉人の言葉をタイトルに、日調連の動きと私自身の想いを記した編集後記。2年間ご覧くださりまして、ありがとうございました。次号から新たな会報編集長が執筆されますが、これまでと変わらない温かな心で見守っていただきますよう、お願い申し上げます。

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社